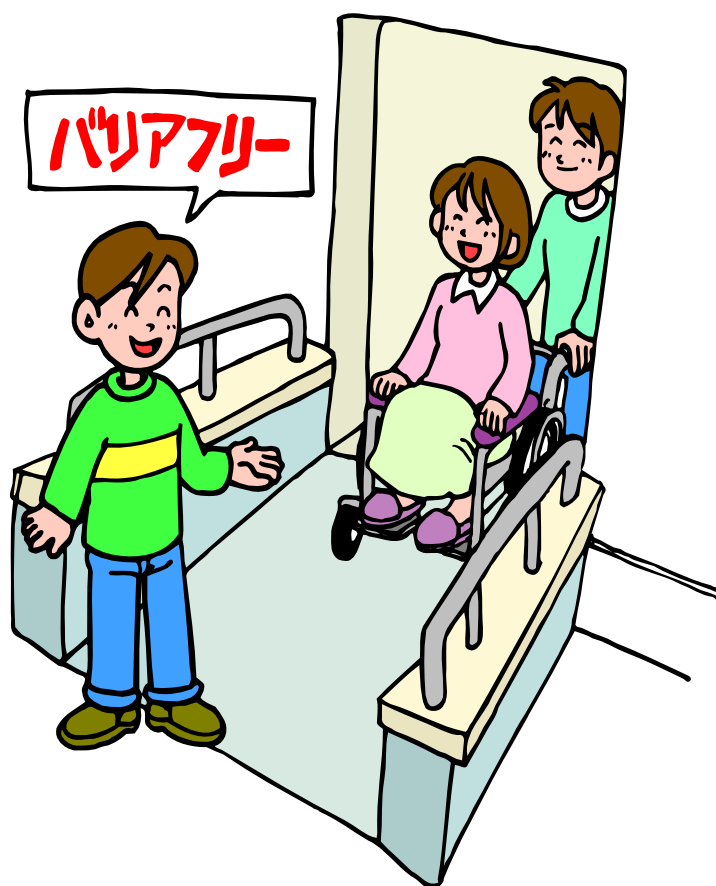


台東区福祉のまちづくり 整備助成金交付制度

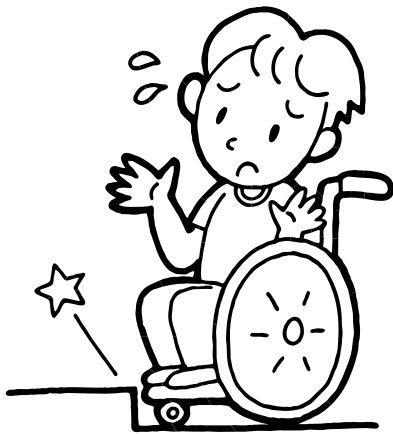
200 m²以下の診療所、薬局、
施術所が対象です。



台東区福祉のまちづくり整備助成金交付制度について

○目的

台東区内に所在する床面積200㎡以下の医療等施設（診療所、施術所、薬局等）がバリアフリー整備を行う経費を一部補助することで、バリアフリーを促進し、全ての人にやさしいまちづくりを目指しています。



「車イス対応になっていない」



「段差があって、危ない」

○対象となる事業者

台東区内に所在する医療等施設

- ①診療所（クリニック）
- ②施術所
- ③薬局

*ただし、その用途に供する部分（バックヤード等も含む）の床面積の合計が200平方メートル以下のもの。

*賃貸の場合でも整備助成の対象となります。

（なお、申請にあたっては貸主の同意が必要です。）

○補助率

補助対象経費の1/2

○助成限度額

100万円

（ただし同一医療等施設においては、年度内に1回の助成とする。）

○対象となる整備内容

(1) 「道路から出入口までの敷地内の通路」の整備

【基本的考え方】

建物内がバリアフリー化されていても、建物に入ることができなければ、その整備が十分役立っているとは言えません。

まずは出入口に至る敷地内の通路部分を整備することで、全ての人が安全かつ円滑に建物へ入れるようになります。

<整備基準>

- ① 有効幅は、1.2m以上とすること
- ② 段差を設けないこと
- ③ 表面は、滑りにくい仕上げとすること

(2) 主要な出入口の整備

【基本的考え方】

建物の玄関等の主要な出入口に段差があったり、重いドアや開閉しにくい構造のドアでは、出入りが困難です。

このような場合は、車いす利用者や高齢者等が円滑に利用できるよう整備する必要があります。

<整備基準>

- ① 有効幅は、80cm以上とすること
- ② 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること
なお、手動引き戸においては、下記の点に留意すること
 - a) 軽い力で開閉できること
 - b) ドアの取っ手は車いす利用者や子ども等にも使いやすい高さに設け、形状に留意すること
- ③ 床面に通行の支障となる段差を設けないこと
- ④ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること

(3) その他（施設内整備）

【基本的考え方】

上記(1)(2)を既にも実施、又は実施しようとする施設においては、施設内のバリアフリー整備も助成対象とします。

<整備項目例>

トイレの洋式化や手すりの設置、車イス対応の拡張工事

申請にあたってのご注意

工事実施前に福祉課へ必ずご相談下さい。

○助成金の申請は、施工前のものに限りです。

施工後のものについては、申請を受け付けることが一切出来ませんので、予めご了承下さい。

○申請にあたっては、申請書のほかに工事計画書や施工図面等も必要となります。

○助成可能な整備内容は、「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」で定められた基準に適合するものに限られます。

○令和2年度は、令和3年3月31日までに工事が完了するものについて、申請を受け付けます。

○他の公的助成制度と重複して、助成を受けることはできません。

【問い合わせ】

台東区福祉部福祉課福祉振興係

電話 (5246) 1172

FAX (5246) 1059